

お問い合わせはこちらへ



1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人在留総合インフォメーションセンター  
TEL 0570-013904

※地方出入国在留管理局でもお問い合わせを受け付けています(お問い合わせ先は上記二次元コードからサイトをご確認ください。)

2 技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター  
TEL 03-3453-8000

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください(お問い合わせ先は、上記二次元コードからサイトをご確認ください。)

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)  
TEL 0570-011000

※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

※地域の相談窓口でも相談を受け付けています(お問い合わせ先は上記二次元コードからサイトをご確認ください。)

●ワンストップ型相談センター  
外国人総合相談支援センター(東京)  
TEL 03-3202-5535  
外国人総合相談センター(埼玉)  
TEL 048-833-3296  
多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)  
TEL 053-458-1510

在留支援のためのコンテンツ



●生活・就労ガイドブック

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。



●外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各府省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。



●在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和7年の地方出入国在留管理官署における摘発箇所数は、1,271件でした。

外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が共生の理念を理解しつつ、安全・安心に暮らせる秩序ある共生社会を実現するためには、

- ルール等を言語化・可視化し、外国人が理解できる取組を行うこと
- 法やルールに違反する者に対しては公正かつ厳正に対応していくこと

が重要です。



不法就労防止にご協力ください

不法就労とは? 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース  
(例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く  
・退去強制されることが既に決まっている人が働く
- 2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース  
(例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く  
・留学生が許可を受けずに働く
- 3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース  
(例) ・外国料理のシェフや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く  
・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした人(不法就労助長罪)  
→3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金  
※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

不法就労助長罪の厳罰化  
令和9年4月1日以降は、「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金」に引き上げられます。

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした外国人事業主  
→退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりした人(届出義務の履行の徹底が求められます!)  
→30万円以下の罰金



在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、適法に我が国に中長期滞在する外国人の方が所持するカードです。在留カードの見方については、次のページをご参照ください。